

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金についての重要な説明

1. 事前確認について

商工会が行う「事前確認」は、提出書類の有無や一時支援金の給付対象について正しく理解されているかの“確認”であり、受給されるかどうかの“審査”ではありません。

別途設置されている一時支援金事務局が、申請者から提出された書類に基づき審査を行い、受給を決定することをご理解ください。

事前確認では、次の事項を電話または対面で確認します。

2. 申請にあたっての確認事項

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少していなければ（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、一時支援金は給付されません。
- 前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、一時支援金は給付されません。
（補足）
 - 一時支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要であり、また、以下の場合給付要件を満たしません。
 - 事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合
 - 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合
 - 法人成り又は事業承継の直後など（緊急事態宣言とは関係なく）、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合 等
- 事業を実施していないサラリーマンやアルバイト、学生等は、一時支援金の給付対象ではありません。
- 一時支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」は7年間保存する義務があります。また、中小企業庁や一時支援金事務局から求められた場合には速やかに提出する義務がありますので、必ず協力してください。
- 「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっている飲食店」「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外となります。
- 今後、事業を継続する意思がない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないこととなっております。
- 代表者が宣誓・同意書を全て読んだ上で自ら署名をすることとなっております。
※事前確認は受任者でも構いませんが、宣誓・同意書は代表者が自署となっております。
- 次の場合、受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ます。
 - 一時支援金の不正受給等を行った場合
 - 書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合
 - 事務局等の調査に応じなかった場合
 - 宣誓・同意書に違反した場合 等